

令和7年度「医療費のお知らせ」の 概要と今後について



広報部鳥 けんぽん
© 2018 協会けんぽん大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
レセプトグループ

「医療費のお知らせ(医療費通知)」とは
　　今年度の「医療費のお知らせ」の概要
「医療費のお知らせ依頼書」について
「医療費のお知らせ」の見方
「医療費のお知らせ」のよくあるご質問
「医療費のお知らせ」の送付は今回を最後に終了します
マイナポータルのご活用を！

「医療費のお知らせ(医療費通知)」とは

加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ(医療費通知)」を発行しています。

今年度の「医療費のお知らせ」の概要

送付時期

令和8年1月13日～1月23日にかけて、順次発送いたします。

送付先

○事業所にお勤めされている方及び扶養されているご家族の方

お勤めされている方及び扶養されているご家族の方の内容を記載したお知らせを個別に封入し、事業主様宛に発送いたします。

～事業主様・ご担当者様へのお願い～

事業主様・ご担当者様にはお手数をおかけいたしますが、個別に封入する「お知らせ」を加入者ご本人(被保険者)様へお渡しいただきますようお願いいたします。なお、医療費に関する記載内容については個人情報が含まれておりますので、開封せずに渡してください。

※「お知らせ」は**令和7年11月8日時点の情報をもとに作成**しております。すでに退職された方の「お知らせ」につきましては、お手数ですが、同封されている返信用封筒にてご返送ください。

○任意継続被保険者の方及び扶養されているご家族の方

ご自宅宛てに発送いたします。

今年度の「医療費のお知らせ」の概要

お知らせ対象期間

主に令和6年9月から令和7年8月の間に医療機関等で受診されたもの。

送付対象とならない方

- ・ 対象期間中に受診されていない方
- ・ 作成時点で協会けんぽの加入資格がない方
- ・ 医療機関等からの請求遅れ 等

作成時点で協会けんぽの加入資格がないケースの例

○対象期間中に転職等の理由により資格の変更があった

➡ 転職前にお勤めされていた分の医療費のお知らせは自動的に発行されません。

○対象期間中に退職等の理由により他の健康保険(国民健康保険等)へ切り替わった

➡ 医療費のお知らせは自動的には発行されません。

※令和7年11月8日時点の情報をもとに作成されます。

発行を希望される場合は、個別に「医療費のお知らせ依頼書」の提出が必要となります。

「医療費のお知らせ依頼書」について

「お知らせ」を紛失した場合や、過去の分が必要な場合などには、「医療費のお知らせ依頼書」をご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。

なお、「医療費のお知らせ依頼書」は協会けんぽホームページよりダウンロードすることができます。



ご注意ください

○医療機関等が診療した月ごとに作成する診療報酬明細書(レセプト)が協会けんぽに届いていない場合は、その月分の医療費等は、医療費のお知らせに記載することができません。診療報酬明細書(レセプト)が協会けんぽに届くのは、受診した月の**3か月後以降**です。

例

令和7年12月までの受診分が記載された医療費のお知らせは、令和8年3月上旬より発行可能となります。

○確定申告時期は、医療費のお知らせの発行の際に通常(1週間程度)よりもお時間を要しますので、発行を希望される場合にはお早めにご提出をお願いします。

「医療費のお知らせ依頼書」について

協会けんぽホームページ 「医療費のお知らせ依頼書」へのアクセス

申請書

全国健康保険協会 協会けんぽ

申請書

医療費のお知らせ依頼書

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

医療を受けるなら
マイナ保険証。

2025年12月2日以降、
従来の健康保険証は使用できなくなります

特設サイトはこちら

★NEWS★ 25年11月01日 NEW :令和7年12月1日をもって、健康保険証が使用できなくなります

PICK UP

こんな時に健保

医療機関等を受診するとき
(被保険者の担当)

医療費が高額になりそうなとき
(被保険者担当)

高額な医療費を支払ったとき
(被保険者担当)

病気やケガで会社を休んだとき
(被保険者担当)

立替えで医療費を全額負担したとき
(被保険者担当)

海外での急病で治療を受けたとき
(被保険者担当)

整形院・歯科院にかかるとき
(被保険者担当)

医療費のお知らせ依頼書

全国健康保険協会 協会けんぽ

申請書

医療費のお知らせ依頼書

医療費のお知らせ依頼書

申請書ネットプリント

申請書の様式変更について

連絡名・性別・旧時計の取り扱い

PICK UP

こんな時に健保

医療機関等を受診するとき
(被保険者の担当)

医療費が高額になりそうなとき
(被保険者担当)

高額な医療費を支払ったとき
(被保険者担当)

病気やケガで会社を休んだとき
(被保険者担当)

立替えで医療費を全額負担したとき
(被保険者担当)

海外での急病で治療を受けたとき
(被保険者担当)

整形院・歯科院にかかるとき
(被保険者担当)

「医療費のお知らせ」の見方

「医療費のお知らせ」の見方

①	②	③	④	⑤	⑥					
診療を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等	医療費の総額(円)	協会けんぽからの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	整理番号	*
健康 太郎 様	07.1	外来	1	けんぽ総合病院	3 560	2 492		1 068	0304 1000000002	
				合計	3 560	2 492		1 068	1 / 2	
				⑦	R7.1～R7.8 の 医療費の支払い額	1,068 円				

※医療費控除の申告に使用できます。

【記載内容】

- ① 医療機関等で診療等を受けられた年月です。（和暦）
- ② 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤・接骨（柔道整復師による施術）の区分となります。
- ③ 医療費の総額（④～⑥の合計額）です。
- ④ 協会けんぽが医療機関等に支払った額です。
- ⑤ 国等が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の額です。（該当の場合のみ表示）
- ⑥ 医療機関等の窓口等で支払われた額です。
 - ・額は1円単位で表示されていますが、実際に医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
 - ・入院の際に、医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示したこと等により、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。
- ⑦ 医療費控除の申告対象額となります。※10万円以上等の条件があります。
 - ・R7.1～R7.8 の支払い額⑥の合計が表示されます。
 - ・R7.9～R7.12 及び、記載のない受診については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

【注意事項】

- 特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等について記載されていない場合があります。
- 診療を受けた方、医療機関名等の欄の記載がない場合があります。
また、柔道整復施術療養費（接骨）の場合は診療年月が複数月にわたるときに特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- このお知らせには健康保険で受診した診療等を記載しています。
健康保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）や入院時の食事の費用は含まれないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- 乳幼児医療や福祉医療など、国や市区町村の助成を受けられた場合等は、ご本人の支払った金額等と異なる場合があります。（このような場合は、整理番号欄右側に「*」を記載しております。）
ただし、「*」が記載されていない場合であっても支払った金額等と異なる場合があります。
- 災害等により一部負担金の免除を受けられた方であっても、令和5年4月診療以前分は加入者の支払い額に金額が表示されています。

「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q1 9月から12月に受診した医療費が医療費のお知らせに記載されていないのはなぜですか。

A1 医療費のお知らせは医療機関等から協会けんぽに請求される診療報酬明細書(以下「レセプト」といいます。)により作成しており、皆様が医療機関等で受診してから協会けんぽへレセプトが届くまでに少なくとも3か月の時間を要します。そのため、医療費のお知らせ作成時点(11月8日)で確認できるレセプト(8月受診分)までの記載となります。

Q2 医療費のお知らせに記載されていない医療費があるのはなぜですか。

A2 医療費のお知らせには、**主に令和6年9月から令和7年8月までに医療機関等を受診された分が記載**されています。ただし、その期間中であっても特定の診療科を有する医療機関等で受診された場合やレセプトが協会けんぽに届いていない場合等は、記載されておりません。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q3 Q2にある医療費のお知らせに記載されない「特定の診療科」とは何ですか。

A3 精神科(複数の診療科を有する医療機関を含む)のことです。個人情報保護の観点から、医療費のお知らせには記載しておりません。
すべての診療科にかかる医療費のお知らせの発行を希望される場合は、お手数ですが「医療費のお知らせ依頼書」をご記入いただき、協会けんぽへご郵送ください。なお、「医療費のお知らせ依頼書」は協会けんぽホームページよりダウンロードすることができます。

Q4 受診した覚えがない医療機関等が記載されていますが、なぜですか。

A4 医療機関等の看板(通称名)と登録されている医療機関名等が異なる場合があります(例:コンタクトレンズ販売店における眼科等)。同一の診療年月に受診された記憶がある場合は、医療機関等へご確認をお願いします。受診された記憶がない場合は、協会けんぽまでお問い合わせをお願いします。

「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q5 実際の自己負担額と医療費のお知らせに記載されている自己負担額が異なるのはなぜですか。

A5 自己負担額は1円単位で表示されていますが、実際に医療機関等の窓口で支払う額は10円未満を四捨五入した額となります。また、乳幼児医療や福祉医療など、医療費の一部または全部を国や市区町村等が負担する公費負担医療や、高額療養費の払い戻しを受けている場合等については、実際に支払った自己負担額は医療費のお知らせへ反映されません。



「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q6 医療費のお知らせを使用して医療費控除の申告をする場合、どのように手続きするのでしょうか。

A6 申告方法は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1119医療費控除に関する手続きについて」をご確認いただくか、チャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。医療費控除は、その年の1月1日から12月31日までの間に、申告するご本人やその方と生計を一にするご家族、その他の親族のために支払った医療費の合計額が、一定額以上である場合、所得から控除されます。なお、医療費控除額は税額計算の際に所得から控除される金額であり、還付される金額ではございません。

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - 10\text{万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

医療費のお知らせに記載されていない医療費について、医療費控除の申告を行う場合は、医療機関等が発行した領収書に基づいて、ご自身で「医療費控除の明細書」を作成いただき、確定申告書に追加して添付してください。

なお、「医療費控除の明細書」を添付した場合には、それらの領収書を5年間保存する必要があります。(医療費のお知らせを確定申告書に添付した場合、当該医療費のお知らせに記載されている医療費については、法令上、領収書を保存する必要はありません。)

「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q7 医療機関等の名称の欄が空白となっているが、医療費控除の申告に使えますか。

A7 医療機関等の名称や診療を受けた方の欄が空白となっている医療費のお知らせは、そのままでは医療費控除の申告に使用することはできません。このような医療費については、医療機関等からの領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に追加して添付してください。また、具体的な医療機関等の名称や診療を受けた方の氏名を「医療費のお知らせ」に補完記入することができますが、補完記入した医療費については、それらの領収書を5年間保存する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1119医療費控除に関する手続きについて」をご確認いただくか、チャットボット「税務職員ふたば」にご相談ください。

「医療費のお知らせ」のよくあるご質問

Q8 医療費のお知らせがないと、医療費控除の申告はできないのですか。

A8 医療費のお知らせがなくても医療費控除の申告はできます。この場合は、医療機関等が発行した領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に追加してください。

また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、スマートフォンやパソコンで医療費控除の申告ができます。マイナンバーカード、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)があれば、マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。マイナポータル連携の詳細については、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

「医療費のお知らせ」の送付は今回を最後に終了します

事業主様への「医療費のお知らせ」の送付につきましては、マイナポータル等のデジタル化の推進に伴い、**今回を最後に終了させていただきます。**

なお、来年以降は送付を希望されるご本人様から「医療費のお知らせ依頼書」を、協会けんぽへご郵送いただき、直接ご本人様へ送付する予定としております。(事業所単位の送付はお受けできませんのでご了承ください。)



マイナポータルのご活用を！

ご自身の医療費情報はマイナポータルで閲覧できます。是非ご利用ください。
詳しくは、協会けんぽのホームページ、マイナポータルサイトをご覧ください。



マイナポータルに
ログイン

① マイナポータル

わたし 実年齢・生年月日 お年金

証明書 すべて見る

マイナンバーカード 健康保険証

お年金カード パスポート

健康医療 すべて見る

医療費 預貯金

ホーム やること さがす

マイナポータルでのご自身の医療費情報の確認方法

② その他の私の情報

おかね

お年金受取日帳 現金

預貯金

預貯金

現金

確定申告

扶養控除

住まい

引っ越し

その他のおわたしの情報

わたしの情報

わたしの情報について

回答結果一覧はこちら

人気の項目 すべての項目

確認したい分野を選んでください。

④ 健康・医療

人気の項目 すべての項目

確認したい分野を選んでください。

健康・医療

現金

預貯金

子ども・子育て

基礎・生活

雇用保険・労災

詳しい条件で探す

⑤ 診療・薬剤情報

マイナポータル

○健康・医療 ○現・所得・年金情報

○健康保険等情報

○医療費通知情報

○予防接種

○診療・薬剤情報

⑥ 診療・薬剤情報

取得する情報の選択

診療・薬剤情報

受けた診療やお薬の情報

シミタリック薬品による軽症

定期給付

処方情報

受け取った薬から最大100日前までの情報が取得できます。

⑦ 表示対象日を選択

取得する情報の選択

情報の内容

健康・医療

診療・薬剤情報

表示対象日

確認する診療年月を入力してください。（最大5年）

※ 診療年月は2021年3月以降を指定してください。

※ 診療年月は2023年4月以降の受付料が発生いたします。

※ 毎月11日㈫に前月に診療した情報を追加更新します。

2024年 1月

から

2024年 11月

まで

⑧ 表示する

詳しくはよくあるご質問を参照してください。

表示する

戻る

医療費通知情報の
場合はこちら

⑨ 医療費通知情報

医療費通知等を受けた医療機関等で支払った医療費の情報

受け取った薬から最大100日前までの情報が取得できます。

出典:厚生労働省ホームページ

マイナポータルのご活用を！

マイナポータル 「よくあるご質問」より

医療費通知情報ではどのような情報が閲覧できますか。

2021年9月以降に保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った、公的医療保険に係る医療費の情報を閲覧できます。

その他、受診した医療機関等名称や医療費控除該当有無の基準となる年間(1月～12月)の窓口負担相当額なども閲覧できます。

なお、以下の事例のように、審査支払機関での取り扱いとならない情報については、医療費通知情報として表示されません。

- ・高額な医療費を保険医療機関・保険薬局の窓口で支払い、後日、保険者から支給を受けた場合の高額療養費
- ・立て替え払いをしたときの療養費(保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用器具を作成した場合等)
- ・はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術費用
- ・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代、後発医薬品がある医薬品で一部の先発医薬品の処方等又は調剤を希望した場合に支払う「特別の料金」など)
- ・審査支払業務を健康保険組合と直接契約している保険薬局で支払った費用

マイナポータルのご活用を！

マイナポータル 「よくあるご質問」より

加入している保険者から発送される医療費通知(医療費のお知らせ)と異なる点はありますか。

保険者が発送している医療費通知(医療費のお知らせ)と異なり、医療費通知情報は保険医療機関・保険薬局から審査支払機関に提出された診療・調剤報酬明細書から抽出されるため、審査支払機関での取り扱いとならない情報は表示されません。

(※)審査支払機関での取り扱いとならない情報については、「医療費通知情報ではどのような情報が閲覧できますか。」の質問ページをご参照ください。

また、加入している保険者から発送される医療費通知(医療費のお知らせ)には被扶養者分も含まれますが、医療費通知情報の場合、マイナポータルでの代理人設定を行うことにより、ご家族の方等の医療費通知情報を閲覧することができます。

代理人設定については、詳しくはこちら【<https://img.myna.go.jp/manual/03-07/0116.html>】をご覧ください。

マイナポータルのご活用を！

マイナポータル「よくあるご質問」より

医療費通知情報の更新日について教えてください。

毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。

また、確定申告に利用するための1年間分の医療費通知情報(XMLデータ)は、例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能となります。

なお、マイナポータルでは個人情報保護の観点からデータを保有しておらず、マイナポータルでは行政機関等が保有するご利用者様の情報を表示する仕組みとなっております。

医療費通知情報は、医療機関等から審査支払機関に提出された診療・調剤報酬明細書から抽出されているため、「保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った、公的医療保険に係る医療費にも関わらず医療費通知情報に含まれていない医療費がある」等の表示結果の内容についてのお問い合わせは、該当の医療機関までお問い合わせください。

マイナポータルのご活用を！

マイナポータル 「よくあるご質問」より

過去何年分の医療費通知情報が閲覧可能でしょうか。

過去5年分を閲覧可能です。ただし、2021年8月診療分以前については閲覧対象外です。そのため、2021年分の取得可能なデータは2021年9月診療分～12月診療分の4か月分となります。

ご清聴いただきありがとうございました